

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定によって、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定によって公告する。

令和三年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農地を利用する権利を設定した農地の所有者等の氏名及び住所

住 所	氏 名
安芸高田市甲田町下小原二四〇六番地	武井 確郎

二 農地を利用する権利を設定した農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
安芸高田市甲田町下小原字花ノ木二一八〇番五	田	三八九

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 理事長 池田 浩二  
広島県広島市中区大手町四丁目二番一六号  
農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額 (円)
利用権	令和三年二月一日	一九年二か月	四一、八〇〇

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに広島法務局三次支局に補償金を供託する。